

Q37. お宅では、毎月のやりくりはいかがですか。(1つだけ〇)

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 非常に苦労している | 4 あまり苦労していない |
| 2 やや苦労している | 5 まったく苦労していない |
| 3 どちらともいえない | |
- ⑳

Q38. あなた方ご夫婦(あなた)の収入(税込み)は、合計して、昨年1年間でおよそどのくらいでしたか。年金や仕送りなどによる収入も含まれます。(1つだけ〇)

- | | | |
|---------------|---------------|-------------------|
| 1 120万円未満 | 4 400～500万円未満 | 7 800～1,000万円未満 |
| 2 120～300万円未満 | 5 500～600万円未満 | 8 1,000～1,500万円未満 |
| 3 300～400万円未満 | 6 600～800万円未満 | 9 1,500万円以上 |
- ㉑

Q39. 同世代の世帯と比較して、あなた方ご夫婦(あなた)の預貯金、信託、債券、株式など貯蓄の総額は、どれくらいですか。国の調査によれば、平均は1,400万円ほどです。(1つ〇)

- | | | | | |
|---------|--------|--------|---------|----------|
| 1 かなり多い | 2 多いほう | 3 ほぼ平均 | 4 少ないほう | 5 かなり少ない |
|---------|--------|--------|---------|----------|
- ㉒

Q40. 生活費をまかなうために、Q39の貯蓄をとりくずすことはありますか。定期的に支払う税金(固定資産税など年1回のものも含む)は生活費に含めます。(1つだけ〇)

- | |
|--------------------------|
| 1 とりくずすことはない |
| 2 臨時の出費のために、たまにとりくずす |
| 3 生活費のために、(定期的に)とりくずしている |
| 4 とりくずすための貯蓄がない |
- ㉓

Q41. 世帯全体で、1,000万円以上の借入金がありますか(住宅ローンを含む)。

- | | |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|
- ㉔

Q42. あなたのお住まいは、次のどれにあたりますか。(1つだけ〇)
(「持ち家」には、家族が所有する持ち家も含まれます)

- | | | |
|-----------------|------------------|-----------|
| 1 持ち家(戸建て・土地保有) | 5 公営住宅、公社、公団(賃貸) | 8 社宅、寮、官舎 |
| 2 持ち家(戸建て・借地) | 6 民間賃貸(戸建て) | 9 間借り |
| 3 持ち家(分譲マンション) | 7 民間賃貸(集合住宅) | 10 その他 |
| 4 自分や家族の所有するビル | | () |
- ㉕

→ SQ. (Q42が1～4の場合) その土地や建物、マンションはどなたの名義ですか。
あてはまる方すべてに〇をつけてください。

- | | | |
|--------|------------|-----------|
| 1 自分 | 4 配偶者の親 | 7 子ども |
| 2 配偶者 | 5 自分の兄弟姉妹 | 8 子どもの配偶者 |
| 3 自分の親 | 6 配偶者の兄弟姉妹 | 9 その他() |
- ㉖

Q43. あなたは、現在、収入を伴う仕事（パート・アルバイト、家業の手伝いを含む）をしていますか。（どちらかに○）

1 している 2 していない → 次のページの Q44 へ
お進みください ⑩

→ SQ1. あなたの主な仕事は次のどれにあたりますか。（1～10に1つだけ○）

自営業の方	雇われている方	団体等役員、その他
1 自営業主、自由業	3 正規職員・正規従業員	8 会社・団体などの役員
2 家族従業員 (家業などの手伝い)	4 パート・アルバイト	9 家庭での内職
	5 嘱託	10 その他(1～9以外) ⑪
	6 人材派遣企業の派遣社員	(具体的に:)
	7 その他の雇用者	

→ SQ2. その仕事でのあなたの職種はどれですか。あなたにとってもっとも重要な職種に1つだけ○をつけてください。

1 課長相当職以上の管理職	6 技能工・労務職(製造・建設作業等)
2 専門職(医師、弁護士、教師等)	7 農林漁業作業者
3 技術職(技術者、システムエンジニア等)	8 保安職(警察官、消防士、警備員等) ⑫
4 事務職	9 運輸・通信職
5 販売・サービス職	10 その他(具体的に:)

→ SQ3. 従業員(働いている人)は、会社全体(支店・営業所も含む)で何人くらいですか。自営業の場合はご自分、家族従業員も含めてお答えください。(1つだけ○)

1 9人以下	4 100～299人	7 官公庁 (公立学校を含む)
2 10～29人	5 300～999人	
3 30～99人	6 1,000人以上	

→ SQ4. 現在の仕事に就かれたのは、あなたが何歳のときですか。

 : 歳 ⑭⑮

→ SQ5. あなたは平均して週に何日働いていますか。(1つだけ○)

1 週に7日	4 週に4日	7 週に1日	10 決まっていない
2 週に6日	5 週に3日	8 月に1～3日	11 その他 ⑯
3 週に5日	6 週に2日	9 月に1日未満	()

→ SQ6. 働いた日の労働時間は、平均して1日あたりどのくらいでしたか。

1日あたり : 時間 : 分 くらい (昼休みは除く) ⑰～⑳

→ SQ7. あなたご自身の仕事による収入 (税込み)は、昨年1年間でおよそどのくらいでしたか。(1つだけ○)

1 120万円未満	4 400～500万円未満	7 800～1,000万円未満
2 120～300万円未満	5 500～600万円未満	8 1,000～1,500万円未満 ㉑
3 300～400万円未満	6 600～800万円未満	9 1,500万円以上

<全員の方におたずねします>

Q44. あなたには、配偶者がいますか。(1つだけ○)

1 いる(内縁関係、事実婚を含む)	2 離別・死別した	3 結婚したことはない	④②
-------------------	-----------	-------------	----

↓

→

次のページの Q48
へお進みください

配偶者の方についておうかがいします。

Q45. 配偶者の方は、何年生まれですか。

1 大正		年生まれ	(満		歳)
2 昭和					
④③	④④	④⑤		④⑥	④⑦

Q46. 配偶者の方が最後に卒業されたのは、どんな学校ですか(在学中の場合はその学校)。

(1つ○)

1 小・中学校	2 高等学校・専修学校	3 短大・高専	4 大学・大学院	④⑧
---------	-------------	---------	----------	----

Q47. 配偶者の方は、現在、収入を伴う仕事(パート・アルバイト、家業の手伝いを含む)をしていますか。(どちらかに○)

1 している	2 していない	→ 次ページの Q48 へ	④⑨
--------	---------	---------------	----

→ SQ1. 配偶者の方の主な仕事は次のどれにあたりますか。(1~10に1つだけ○)

自営業の方	雇われている方	団体等役員、その他
1 自営業主、自由業 2 家族従業 (家業などの手伝い)	3 正規職員・正規従業員 4 パート・アルバイト 5 嘱託 6 人材派遣企業の派遣社員 7 その他の雇用者	8 会社・団体などの役員 9 家庭での内職 10 その他(1~9以外) (具体的に:)

⑤⑩

→ SQ2. 現在の仕事に就かれたのは、配偶者の方が何歳のときですか。

	歳	⑤①⑤②
--	---	------

→ SQ3. 配偶者の方は、平均して週に何日働いていますか。(1つだけ○)

1 週に7日	4 週に4日	7 週に1日	10 決まっていない
2 週に6日	5 週に3日	8 月に1~3日	11 その他
3 週に5日	6 週に2日	9 月に1日未満	()

⑤③

→ SQ4. 配偶者の方が働いた日の労働時間は、平均して1日あたりどのくらいでしたか。

1日あたり		時間		分	くらい	(昼休みは除く)	⑤④~⑤⑦
-------	--	----	--	---	-----	----------	-------

<全員の方におたずねします>

Q48. あなたには、お子さんはいますか。いる場合は、何人いますか。(どちらかに○)

1 いる 人 2 いない

58 59 60

→ SQ1. 1番下のお子さんは、現在何歳ですか。(お子さんが1人の場合はその年齢)

歳

61 62

→ SQ2. あなた(あなた方ご夫婦)が、経済的に援助しているお子さんがいますか。(どちらかに○)

1 いる 2 いない

63

<全員の方におたずねします>

Q49. 現在、一緒に住んでいる人がいますか。あなたからみた続柄でお答えください。(あてはまる方すべてに○)

1 同居者はいない(ひとり暮らし)	5 子の配偶者(婿、嫁)	9 その他の親族
2 配偶者(夫または妻)	6 あなたの父母	10 その他
3 息子	7 配偶者の父母	()
4 娘	8 孫	

64

Q50. あなたが、現在住んでいる都道府県はどちらですか。

() 都・道・府・県

65 66

Q51. あなたが住んでいる市区町村は、次のどれにあたりますか。(1つだけ○)

1 東京23区	5 人口10万人未満の市
2 政令指定都市	6 郡部(町村)
3 人口20万人以上の市(政令指定都市を除く)	7 その他
4 人口10万人以上20万人未満の市	(具体的な市区町村名:)

67

～お手数ですが、記入漏れがないか、今一度お確かめください～

<ご意見欄> 調査のご感想など、何でも自由にお書きください。

68

長時間にわたり、ご協力どうもありがとうございました。
同封の封筒に入れ、11月15日(水)までにご投函ください。

資料 C 平成 18 年度研究成果刊行物

直井道子、小林江里香、Jersey Liang：子どもからのサポートと遺産相続

—夫と死別した女性高齢者の場合—。老年社会科学, 28(1), 21-28, 2006.

[Naoi, M., Kobayashi, E., & Liang, J.: Does husband's bequest contribute to an elderly widow receiving support from children? *Japanese Journal of Gerontology*, 28(1), 21-28, 2006.]

■ 原著論文 ■

子どもからのサポートと遺産相続

—夫と死別した女性高齢者の場合—

直井道子^{*1}, 小林江里香^{*2}, Liang Jersey^{*3}

抄録 ●

夫と死別した高齢女性が子どもから受領するサポートは、子が夫の不動産を相続したかどうかで異なるのかを検討した。分析対象者は60歳以上で配偶者と死別した、複数の子のいる高齢女性425人である(調査実施1999年)。第1にサポート受領・期待得点を被説明変数とし、子どもからのサポートと関連があるとされる諸要因を説明変数とする重回帰分析を行った。他の要因を統制すると、「子どもの相続の有無」はサポート受領と有意な関連がなく、子の同居や近居がもっとも寡婦の受領サポートを高めていた。第2に相続したと同一の子(夫婦)からサポートを受領している比率はサポートの種類により異なるが全体の4分の1程度で、まったく遺産を相続しなかった子からも40%程度はサポートを受領していた。したがって、「交換モデル」が適用される例は寡婦のうちの少数であるといえる。

Key words : サポート, 相続, 遺産, 寡婦

老年社会科学, 28(1): 21-28, 2006

I. 目 的

夫との死別は、多くの女性高齢者にとって、生活に大きな変化をもたらす重要な出来事である。戦前であれば親の遺産を単独相続した長男が同居して寡婦を扶養・介護することが当然とされた¹⁾。経済学者はこのような「老後の世話をしてもらう代わりに遺産を相続させる」習慣が「暗黙の保険契約」として家庭内保障の機能を果たしてきたことに着目し、「交換モデル」と呼んでいる²⁻⁴⁾。戦後の民法改正はすべての子を扶養義務者と定め、同時に法定相続を均分相続としたが、子のどれかひとりが同居して老親をサポートする習慣は変容しながらも長く続いた。これに対応して高齢者の相続に関する意識も均分相続は支持されず、「世話をしてくれた子」や「長男」に譲るとい

意識が長く続いたことは戦後のいくつかの時点での調査が示している。たとえば1980年の内閣府調査では遺産をだれに相続させるかという質問に対して「長男に」が43%でもっとも多く、ついで「面倒を見てくれた子に多く」が35%となっていた⁵⁾。また2001年の調査では土地・家屋などの相続について、老後の世話をしてくれたことを考慮するかどうか2つの意見への賛否を尋ねたが「世話をしてくれた子どもなどに多く譲る」が55%と過半数を占めた⁶⁾。ただし、実際にこのとおりに相続が実行されたか、その代わりにどの程度のサポートがされたのかについてのデータはほとんどない。

このように高齢者の意識のなかでは相続と老後のサポートは関連づけてとらえられてきたのに、これまでの寡婦研究は、立ち直りなど心理学的適応を被説明変数としており^{7,8)}、相続と老後のサポートの関連については、ほとんど扱わなかった。また夫の遺産がなく「暗黙の保険契約」を結び得ない老親の老後のサポートはだれが行っているの

受付日: 2005. 10. 19 / 受理日: 2006. 4. 14

^{*1} Michiko Naoi : 東京学芸大学教育学部^{*2} Erika Kobayashi : 東京都老人総合研究所社会参加とヘルスプロモーション研究チーム^{*3} Liang Jersey : ミシガン大学公衆衛生学部, 老年学研究所^{*1} 〒184-8501 東京都小金井市貫井4-1-1

か、という点もこれまであまり言及されなかった。これらを明らかにすることは、今後のリバースモーゲージなどの政策の基礎資料としても重要な意味をもつと思われる。そこで本稿では、不動産の遺産がない場合も含めて、夫の不動産の遺産と子どもからのサポートが関連するかどうかを追究する。

この問題についての先行研究として、前述したような相続意識の調査はいくつかあるものの、相続の実態についての先行研究はごく少なく、3地域の相続実態を比較した経済政策研究所の調査は貴重である⁹⁾。この研究の結果、①相続の流れには地域差があり、首都圏では父親から母親を経由して子どもへという水平型、山形県では父親から子どもへという垂直型が多い。②垂直型では一括相続が多く、水平型では垂直型よりは子ども間で分割される比率が高い。③土地を相続で取得した子は、相続しなかった子より親の生活費や日常生活をサポートする割合が高い、などが明らかになった。これらの知見のなかで本研究と深く関連するのは③であり、相続実態における「相続とサポートの交換モデル」を連想させる。しかし、遺産を相続した子のなかで親をサポートしている者は半数であった。他のどのような要因がサポートの規定要因であるのか、相続はそれらと比較してどの程度重要であるのかは分からない。またこの調査は子どもの側を対象としているため、高齢者の側からのサポート受領はみえにくく、詳細な情報に欠けている。

そこで、高齢者へのサポートに関する先行研究に目を転じると、サポート受領の関連要因として以下のような要因が挙げられている¹⁰⁾。①高齢者へのサポートの必要性に関する要因（高齢者の年齢、健康状態など）、②サポートの提供者と受領者の時間的距離（近いほどサポートが多い）。しかし、サポートの関連要因として遺産相続に着目した研究はほとんどみられなかった。

このようにこれまでは相続研究とサポート研究は別々に行われており、また相続実態とサポート

を関連づけてとらえる視点はあまりみられなかった。とくに相続実態についての調査は少なく、全国を視野に入れたものはない。そこでわれわれは相続とサポートの両方の情報を含む全国調査から得られたデータで、複数の子どもがいる寡婦に焦点を絞りつつ、以下の2つの角度からサポートと相続の関連を追究する。第1に、子どもからのサポートの規定要因のなかで相続は他の要因と比較してどの程度の重要性をもつかを重回帰分析によって追究する。第2に、第1の分析では「子どものだれか」に相続させたことの効果を検討しているため、長男が相続し長女がサポートしても子の相続の効果とみなされてしまい、相続とサポートが寡婦と同一の子の間で交換されているのかどうかは分からない。そこで実際に不動産を相続したと同じ子からサポートを受けているのかどうかを、サポートの種類ごとに検討する。

Ⅱ. 方 法

1. データ

本稿で使用するデータは、1999年東京都老人総合研究所とミシガン大学が共同で実施した全国の高齢者に対する訪問面接調査の完了標本から得た。その完了標本は1987年に全国から60歳以上の男女を二段無作為抽出し、その後3年おきに標本を補充しつつ行ってきた長期縦断調査の5回目(1999)の回答者2,077人と、全国から層化二段無作為抽出で得た70歳以上の新規対象者1,405人の合計3,482人である(詳しくは、以下の文献¹¹⁾)。このなかから60歳以降に夫と死別した女性を選び、また論文の目的が「子どものうちだれが相続・サポートをするか」を明らかにすることであるから、複数の子どもがある者に限定し、425人を分析対象とした。

2. 使用した変数

相続については「配偶者が亡くなられたとき、持ち家など配偶者名義の不動産がありましたか」と聞き、「はい」と答えた人に「それは誰が相続

しましたか、相続した人すべてをお答えください」と尋ねて、「あなた」「子ども」「その他の人」についてそれぞれ回答を得た。子どもについては、さらに「それは何番目の子どもですか」と聞いて最大4人までの回答を得た。調査の回答率を下げることをおそれて遺産の額に関する質問はしていない。

高齢者が受けるサポートについては、①いたわりや思いやりを示してくれる人（以下、「いたわり」という）、②病気するとき、お世話をあてにできる人（以下、「看病」という）、③日ごろの生活のなかで、ちょっとした手助けが必要になったとき手助けしてくれる人（以下、「手助け」という）、の3種類について分析した。いずれの質問も配偶者や子ども、親族、友人、近隣、ヘルパーなど13の選択肢から1つを選択させており、子どもや、婿・嫁と答えた場合のみ、何番目の子ども（またはその配偶者）なのかを尋ねた。

Ⅲ. 結 果

1. 対象者の基本的属性

分析対象者の平均年齢は77.9歳（76歳以上60%）、対象者の居住地は近畿・中国・四国地方が30%、関東地方が25%、九州・北海道17%、東北・北陸1%、東海・東山14%であった。子どもが2人以上いる人の子ども数の分布は2人が29%、3人が39%、4人が18%、5人以上が15%となっており、平均3.29人である。

他の基本属性は表1に示したが、対象者の多くは主観的に健康で、また半数近くが既婚者と同居である。相続に関する状況を表1でみると、子に相続させた者とさせなかった者はほぼ半々である。子が一部でも相続した妻子型と垂直型において相続した子がひとりであったケースが84%、ふたりが7%であった。夫と死別後年数の平均は8.74年で1980年以前の死別は1割に満たないのにもかかわらず、戦後の民法改正によって法定相続とされた「配偶者と子ども全員」による相続はごく少なく、またひとりで相続した子どもの74%

が男性（息子）であった。

2. 子どもからのサポートとその関連要因

高齢の寡婦がだれからもっともサポートされているのかを3つのサポートについてみた。回答は前述したように13の選択肢からなるが、そのうち子ども、嫁・婿、複数の子どもの3つを「子ども等」としてまとめた。「子ども等」からのサポートは「いたわり」71%、「看病」82%、「手助け」81%で、いずれも「子ども等」からに集中していた。次に子ども等からどれだけ多面的にサポートを期待できるのかをとらえるために3種類のサポートのうち何種類を高齢者が子ども等から受領しているかを数えてサポート受領・期待得点とした。得点は最小0から最高3まで分布し、平均は2.33であった。

子どもからの多面的サポートにどの程度相続が関連しているかを検討するために、サポート受領・期待得点を被説明変数とし、子どもからのサポートと関連があると思われる要因を説明変数として重回帰分析を行った。分析に利用した変数とカテゴリーに与えた値を表1の右のほうに示した。説明変数は、(1) 高齢者がサポートを必要とするかどうかに関連すると思われる要因として、①年齢、②主観的健康感、(2) 子どもの側の要因として、③もっとも対象者の近くに住んでいる子との距離、④子の性別構成、⑤子どもの相続の有無（子どもが相続した場合を1、他を0）の5変数である。説明変数の各カテゴリーにはサポート受領・期待得点を高めると想定されるほうに高い点を与えた。年齢はそのまま実数を投入した。

重回帰分析の結果の標準偏回帰係数を表2の上段に示した。もっとも関連が大きいのは「いちばん近い子との距離」、ついで「子の性別構成」「高齢者の年齢」でいずれも有意な関連がみられる。年齢が高く、子どもが近くに住み、男女双方の子どもがいる寡婦ほど多面的なサポートを受け取っている。そして、他の説明変数の影響を除いた場合「子の相続の有無」はサポート受領・期待得点

表1 対象者の基本属性

基本属性(右欄以外)		重回帰分析に独立変数として投入した変数と カテゴリーに与えた数値(不明は除く)	
相続の型		主観的健康感	
夫の不動産の遺産なし	27.3	1. まったく健康	11.1
対象者と子が相続(妻子型)	16.9	2. かなり健康	22.6
対象者のみ相続(水平型)	25.2	3. 普通	45.2
子のみ相続(垂直型)	30.6	4. あまり健康でない	18.8
		5. まったく健康でない	1.4
世帯類型		子の性別構成	
単身	30.6	1. 男子のみ	12.0
未婚子同居	17.6	2. 女子のみ	11.3
既婚子同居	48.0	3. 男女子	76.2
その他	3.8		
子どもの人数(複数子のみ)		いちばん近い子との距離	
2人	28.5	1. 1時間以上	6.8
3人	38.6	2. 1時間未満	14.6
4人	17.9	3. 10分未満	12.5
5人以上	15.0	4. 同居	65.6
住宅		子の相続の有無	
持ち家土地つき一戸建て	85.0	0. 相続なし	52.5
(複数回答で自分名義)	35.8	1. 相続あり	47.5
(複数回答で子名義)	48.0		
持ち家マンション	1.4	年齢 実数を投入	
その他賃貸など	13.6		

表2 サポート受領・期待得点の重回帰分析

説明変数→	健康	子の性別 構成	いちばん近い子 との距離	年齢	子の相続 の有無	重相関係数 (R)
標準偏回帰係数	-.078	.143**	.399**	.130**	-.072	.460
相関係数	-.013	.194**	.409**	.183**	.052	

* $p < .001$

と有意な関連がないことが分かる。ただし、表2の下段の相関係数とは符号が異なっており、「いちばん近い子との距離」との相関が.409と比較的高いことが結果に影響している可能性が読み取れる。しかし、「いちばん近い子との距離」を説明変数から除いても「子の相続の有無」は有意な関連をもたず、またモデル全体の説明力も格段に低下した。そこで「子の相続の有無」別「いちばん近い子との距離」別に「サポート受領・期待得点」の平均点を求めて分散分析を行ったが、子の相続の有無別にサポート受領・期待得点に有意な差は

認められなかった。

3. サポートしているのは相続した子(夫婦)か
以上のように、子が相続したかどうかはサポートの受領と関連しない。ただし、この分析は子どものだれかに相続させたかどうかの効果を扱っており、相続した子(夫婦)と同じ子からサポートの受領を検討したわけではない。そこで「不動産を相続させた子(夫婦)からサポートを受領している比率」を3種類のサポートごとに算出した。サポートの種類によって大きな違いはみられなか

表3 相続とサポートの関係別 サポート（手助け）の提供者 %（実数）

子の相続有無	相続とサポートの関係	全体<実数>	「手助け」の提供者					合計
			息子	嫁	娘	婿	その他	
相続あり	相続した子（夫婦）がサポート	29.6 (126)	41.3	51.6	7.1	--	--	100.0
	相続と違う子（夫婦）がサポート	8.9 (38)	15.8	28.9	52.6	2.6	--	100.0
	サポートなし	14.6 (36)	--	--	--	--	100.0	100.0
相続なし	サポートあり	41.2 (175)	36.6	18.9	43.4	0.6	0.1	100.0
	サポートなし	11.8 (50)	--	--	--	--	100.0	100.0
合計		100.0 (425)	15.6	29.7	32.4	0.3	21.9	100.0

ったため、「手助け」の場合を表3に示した。

「同じ子（夫婦）」かどうかの判定については、調査の際、サポートした子と相続した子の双方について「何番目の子ども（またはその配偶者）か」を尋ねているため、その数値が一致した場合を「同じ子（夫婦）」と判断した。したがって、「長男が相続し、その配偶者（嫁）がサポート」の場合も夫婦単位でみて「同じ子（夫婦）」としている。表3の「全体」の欄をみると「相続なしサポートあり」の比率が4割を超えてもっとも高率であり、「相続した子（夫婦）がサポート」は3割ほどである。他のサポートの場合には「同じ子（夫婦）」の比率はより低く、「いたわり」の場合は2割未満である。「同じ子（夫婦）」になる確率は子どもの数が少ないほど高いため、子どもの数別にクロス表をとったが、子どもの数による差異はみられなかった。

表3の「全体」の右側に示したのが主なサポート提供者の続柄である。相続した子（夫婦）がサポートしている場合は息子や嫁が多い。一方、「相続とサポートが違う子」「相続せずサポート」では娘の割合が高く、「いたわり」の場合は70%に達する（表略）。

IV. 結論と考察

1. 結論と本研究の限界

以上の分析結果を要約すると、①夫の財産を子に相続させるかどうかは、寡婦がサポートを受けることに関連しない、②「相続した子がサポート

する」という交換モデルがあてはまる寡婦はサポートの種類で異なるが、2～3割にすぎない。交換モデルの反証となる「相続と違う子がサポート」や「相続せずサポート」のほうが多く、分析対象の5割前後である。

この結果は、①分析したデータの性格から生じている部分と②寡婦の現実を反映している部分がある。筆者は②の要素が大きいと考えるが、それを述べる前に①のデータの性格によって「相続とサポートが交換」の比率が低くなった可能性について検討する。検討するのは、以下の4点である。第1に調査対象の寡婦は比較的健康でサポートの必要性がないために、「相続した子（夫婦）からサポート」の比率が低くなった可能性がある。設問のうち「病気のときの看病をあてにする」のみはサポートの期待を聞いているともいえるが、調査対象者は平均77歳以上と高齢であり、これまでにサポートされた実績があった者も多いのではないか。その意味でこの可能性は無視してもよいと考える。第2に、この調査では不動産以外の遺産相続について質問していないために、不動産以外の預貯金、株券などを相続してサポートした子が「相続した子がサポート」に入らなかった可能性がある。ただし、不動産の価格が遺産に占める比率は高い¹²⁾ため、このことの影響は大きくはないと思われる。また、遺産の代わりに子どもに別な金銭的援助をした実績も調査したが、結婚援助を除くと、もっとも高率な住宅援助でも全体の13%で、しかも相続したと同じ子への援助が多か

ったためこのことの影響も少ないだろう。第3に、この調査ではサポートについての回答をひとりに限定したため、「相続とサポートが同じ子(夫婦)」になる比率が少なくなった可能性がある。しかし複数の子が相続したケースは全体の7% (子が相続した場合の15%)にとどまり、また「サポートする人」について「複数の子」と答えたのはいずれのサポートでも5人未満であったため、この点も影響していない。

第4に本調査の対象者は全国にわたり、年齢幅も大きく対象が多様であるために相続とサポートの関連が明らかにならなかったことが考えられる。そこで同様の分析を前期高齢者と後期高齢者、高齢者と子の同居率の高い地域と低い地域などに2分した分析を試みた。しかし、その結果、相続とサポートの関連にはほとんど差異がみられなかった。

以上の検討の結果、この調査から得る結論には一定の限界があり、今後改善していくべき点は多々あるが、だからといってこの結果を一般化することにそれほど大きな問題があるとは思われない。

2. 考 察

相続とサポートが交換になっている寡婦がおよそ2割にとどまるという結果は、相続とサポートの関連が変化の途上にあって、「交換が成り立つパターン(以下「旧パターン」という)と「新パターン」が並存している結果だと解釈している。以下では新パターンとはいかなるものなのかを相続の型とサポートの関連に着目しながら考察し、新旧パターンの並存の内容を明らかにする。

第1に、夫との死別年代別の相続型の差異をみると、

- ・1980年代死別者：妻子型11.9%、水平型21.9%
 - ・1990年代死別者：妻子型20.1%、水平型28.7%
- で水平型と妻子型が1990年代のほうが多くなっている(死別年代3区分別相続の型は χ^2 検定で $p=.001$ で有意差あり)。すなわち、相続について

の「新パターン」は「子どもでなく、寡婦が相続する傾向」とまとめられる。次に「新パターン」では相続とサポートにどのような関連があるのかを表4でみる。表4には3つの種類のサポートのうち、2つについては子ども等がサポートする場合のうち娘がサポートする比率を示し、看病については全体的に嫁の比率が高かったため嫁がサポートする比率を示した。表にはすべては示されていないが、いずれのサポートでも水平型と遺産なしでは娘がサポートする比率が高く、垂直型では嫁がサポートする比率が高かった。妻子型では娘と嫁の比率に大きな差異が見いだせなかった。ここで「相続とサポートの関連」の新パターンはなにか、と考えると分類困難なのは妻子型である。妻子型については息子の相続比率はやや低い同居率はやや高く、「娘が相続して同居してサポート」という場合も多くて簡単には新パターンとも旧パターンともいえない。妻子型を除けば相続とサポートの関連についての新パターンは「相続にかかわらず娘がサポートする傾向」だといえる。

以上から新パターンは「寡婦が相続する」そして「相続にかかわらず娘がサポート」であるといえる。すべての寡婦が新旧2つのパターンに分けられるのではなく、妻子型のような中間もある。また夫の死亡と調査時点の間には平均8年が経過しているため、相続の時点では旧パターンで長男相続、調査時点では新パターンということもある。典型的旧パターン「相続した息子が同居し、息子夫婦がサポート」はおおよそ2割、典型的な新パターンはサポートの種類によって異なるがやはり2割程度と考えられる。典型的なパターンのほかに相続した息子とは違う息子夫婦がサポートをしていたり(1割程度)、まったくサポートがないケース(2~3割)もある。これらの多様なパターンが並存しているうえに、相続時と調査時点の開き、居住地の移動、死別時の年齢の分散、それに少ない分析対象者数などがあいまって、分析対象を限定しても旧パターンも新パターンも析出できなかったのだと思われる。

以上のように相続やサポートのあり方がさまざま

表4 相続の型別：諸特徴%（実数） 5つのクロス表から一部を抜粋して連結

子の相続	相続の型↓	相続	同居率	看病	手助け	いたわり
		息子の比率		嫁の比率	娘の比率	娘の比率
相続あり	垂直型(子のみ) (130)	83.8	88.9	63.5	9.1	33.7
	妻子型 (72)	55.6	70.6	43.6	49.4	42.6
相続なし	水平型(寡婦のみ) (107)	—	46.2	32.9	37.4	54.4
	不動産の遺産なし (116)	—	64.0	25.6	39.1	46.8
	該当数	相続子息子 計144	同居者 計279	看病嫁 計147	手助け娘 計105	いたわり娘 計131

相続の型別のクロス表より抜粋して連結。%の数字は各相続の型を100%とした値である。
左から順に

相続の型別 相続子男女別（息子、娘、相続子複数）のクロス表、 $p=0.000$ で有意差あり
 相続の型別同居 $p=0.000$ で有意差あり
 相続の型別看病サポートの続柄 $p=0.000$ で有意差あり
 相続の型別手助けサポートの続柄 $p=0.000$ で有意差あり
 相続の型別いたわりサポートの続柄 $p=0.082$ で有意差なし

まな状況から、今後はどのように変化していくのかを考えてみたい。死別年代別差異を变化の方向性への示唆と受け取れば、今後増大するのは「寡婦が相続する傾向」と「相続にかかわらず娘がサポートする傾向」であろう。子が娘のみの高齢者は水平型が高率（全体で25%、娘のみ48%）であり、また妻子型は娘の相続率が高いこと（22%、垂直型では8%）、1980年の相続法改正で妻の法定相続分が引き上げられたことなども考え合わせて「(子どもでなく)寡婦が相続する傾向」が増えると思われる。このなかで妻子型が増えるのか、水平型が増えるのかいまは分からない。垂直型は衰退するはずだが、1990年代でも3割も垂直型とは意外である。同居が先行して、その同居子が居住不動産を相続したために、より古い時代の影響が最近まで残っていることも考えられる（この調査では、同居と相続の前後関係は不明）。同居率の漸減傾向が10年、20年後に影響を与える可能性もある。また、この調査から、垂直型には東北・北陸地方、亡夫が農業、低学歴、息子をもつことが効果をもつことが確認されていて¹³⁾、この諸特徴からも今後は減少すると思われる。

今後の課題としては、①水平型では寡婦の死後に「サポートした人が相続」という交換が生じるか、それとも寡婦が自己消費して老後を支えるのか、②相続とサポートの関連がますます減少し、「母と娘」の組み合わせでもっともサポートが頻繁である、という米国の状況¹⁴⁾に近づくのか、③最近の相続に関する制度改正（贈与と相続の一体化）の影響、などに注目していきたい。それとも今後は子ども数の減少、海外在住の子の増加、外部サービスの拡大などがあいついて、「子のうち誰がサポートをするか」という問題の立て方自体が消滅していくことも考えられる。

本研究は厚生科学研究費補助金「後期高齢者における家族・経済・保健行動のダイナミクス」(H10-長寿018) (代表 秋山弘子) ならびに National Institute on Aging の研究助成 (代表, Jersey Liang, R37-AG154124) によって行われた。記して感謝の意を表する。

文 献

- 1) 川島武宜：日本社会の家族的構成。初版、東京、日本評論社(1950)。
- 2) 宮島 洋：高齢社会の経済学。初版、東京、岩波書

- 店 (1987).
- 3) 大竹文雄：高齢者の遺産動機と貯蓄。(高山憲之編) 高齢化の中の金融と貯蓄, 日本評論社, 東京(1993).
- 4) 松浦克巳, 滋野由紀子：遺産動機はどの様に形成されるか；利他的動機, 戦略的動機, 遺産動機なしの比較. 季刊家計経済研究, 49：6-84 (2001).
- 5) 内閣総理大臣官房：資産相続についての意識調査 (1980).
- 6) 内閣府：高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査 (2001).
- 7) 岡村清子：高齢期における配偶者との死別. 社会老年学, 36：3-14 (1992).
- 8) 河合千恵子, 佐々木正弘, 本間 昭：死別におけるサポートの受領とその有益性の検討. 老年社会科学, 26(3)：412-423 (2005).
- 9) 経済政策研究所：相続の実態と家計の資産形成に与える影響に関する調査研究 (1991).
- 10) 直井道子：幸福に老いるために. 初版, 勁草書房, 東京 (2001).
- 11) 東京都老人総合研究所：後期高齢期における健康・家族・経済のダイナミクス (2002).
- 12) 高山憲之, 麻生良文, 宮地俊行, 神谷佳孝：家計資産の蓄積と遺産・相続の実態。(高山憲之, ホリオカ・チャールズ・ユウジ, 大田 清編) 高齢化社会の貯蓄と遺産・相続, 134-173, 日本評論社, 東京 (1996).
- 13) 直井道子：サポートと遺産の交換. 後記高齢期における健康・家族・経済のダイナミクス, 81-95, 東京都老人総合研究所 (2002).
- 14) Rossi AS, Rossi PH：Human Bonding ; Parent-child Relations across the life course, Aldine, New York (1990).

Does husband's bequest contribute to an elderly widow receiving support from children?

Michiko Naoi*¹, Erika Kobayashi*², Liang Jersey*³

*¹ Tokyo Gakugei University Faculty of Education

*² Tokyo Metropolitan Institute of Gerontology Research Team for Social Participation and Health

*³ The University of Michigan School of Public Health, Institute of Gerontology

The purpose of this study is to examine whether a husband's bequest contributes to an elderly widow receiving support from her children. The subjects are 425 elderly widows who lost their husband at age 60 or older, and who have at least two children. They are drawn from the Japanese AHEAD survey conducted in 1999.

The results are as follows: (1) The result of multiple regression analyses indicate that whether the children receive father's bequest or not has no significant effect on the support which an elderly widow receives from her children. (2) Of all the subjects, about 16-25% named the child who received the bequest as a primary provider of support, whereas 41-45% was given support from a child who did not inherit at all. The results are consistent across three types of support.

To conclude, these results indicate that the husband's bequest does not contribute to an elderly widow receiving various kinds of support from her children.

Key words : support, bequest, inheritance, widow